

## 徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務 プロポーザル募集要項

徳島県では、徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る未収金回収業務について、専門的な知識と経験を有する者に回収業務を委託することにより、回収を促進し、滞納金の縮減を図るとともに、連絡がとれない等不明者の居所調査等を実施し、今後の円滑な催告業務に資することを目的に、次のとおり事業者を募集します。

### 第1 募集の内容

#### 1 業務名

徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務

#### 2 業務内容等

別紙「徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務仕様書」のとおり

#### 3 委託期間

契約締結の日から令和11年3月31日まで

#### 4 委託料上限額

各年度2,112千円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 5 実施方法

公募型プロポーザル方式

### 第2 プロポーザルに係る事項

#### 1 参加者の要件

プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人又は弁護士であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとします。

(1) 次のア、イのいずれかに該当する者であること。

ア 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社（同法第2条第3項。以下「債権回収会社」という。）であること。

イ 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定による弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。

(2) 債権回収会社にあつては、提案書提出日及びその次の日以降において、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による業務改善命令を受けていないこと。

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

- イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 暴力団の構成員等
- (6) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等、適当でないと認められる者でないこと。
- (9) 本社及び本委託業務を実施する拠点となる営業所等の所在地の都道府県税に未納がないこと。
- (10) 令和8年4月1日現在、過去3年間において、都道府県から債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に規定する特定金銭債権に係る債権回収業務の委託を受けた実績を有すること。

## 2 プロポーザルの手続等

### (1) スケジュール

項 目	日 程
募集要項等の公表・配付	令和8年4月10日(金)～令和8年4月20日(月)
募集要項等に関する 質問受付	令和8年4月10日(金)～令和8年4月15日(水)
企画提案参加表明書受付	令和8年4月10日(金)～令和8年4月20日(月)
企画提案書受付	令和8年4月21日(火)～令和8年4月30日(木)
選定委員会	令和8年5月上旬(予定)
結果の通知・公表	令和8年5月中旬(予定)

### (2) 募集要項等の公表・配付

ア 公表期間 令和8年4月10日(金)～令和8年4月20日(月)

上記期間内に徳島県ホームページから募集要項等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、あらかじめ電話連絡(088-621-2707)してください。

徳島県ホームページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

### (3) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期限 令和8年4月15日(水)正午まで(必着)

質問は、企画提案書、仕様書及び手続きに限るものとします。

イ 質問書提出方法

質問は、質問書(別紙1)により行うものとし、こども家庭支援課(2(3)ウ)まで持参、電子メール又はファクシミリにより提出してください。電話又は口頭による質問は受け付けません。

電子メール又はファクシミリにより質問書を提出した場合は、必ず、2(3)ウ)まで電話により連絡してください。

電子メール又はファクシミリの場合は、件名に「徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務質問」と記したうえで送信してください。

ウ 提出先

徳島県こども未来部こども家庭支援課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2707

ファクシミリ 088-621-2843

電子メールアドレス kodomokateishienka@pref.tokushima.lg.jp

エ 回答

質問に対する回答は、企画提案参加表明書があった全ての者に対し、企画提案参加表明書に記載された連絡先にファクシミリ又は電子メールで回答します。

また、質問の内容が本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがあります。

質問受付期限を過ぎた質問については、いかなる理由があっても回答しません。

(4) 企画提案参加表明書の受付

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加表明書 (別紙2)

(イ) 申請者概要書 (別紙3)

(ウ) 誓約書 (別紙4)

(エ) (弁護士又は弁護士法人の場合)

弁護士又は弁護士法人であることがわかる書類 (写し可)

(オ) (債権回収会社の場合)

許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地のわかる書類

(カ) 業務実績調書 (別紙5)

(キ) 添付書類

- ・ 法人の場合は登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)  
個人事業者の場合は個人事業開始届のコピー
- ・ 会社等の概要が分かる書類 (パンフレット等)
- ・ 直近2期分の決算書
- ・ 本社及び本委託業務を実施する拠点となる営業所等の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書

イ 提出部数

1部

会社等の概要が分かる書類 (パンフレット等) のみ7部 (正本1部、副本6部)

ウ 受付期間

令和8年4月10日 (金) から令和8年4月20日 (月) までの

午前9時30分から午後5時まで

エ 提出方法

プロポーザル参加者は、アに掲げる書類をこども家庭支援課 (2 (3) ウ)

まで持参又は郵送にて提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留、特定記録等配達されたことが証明できる方法として  
ください。また、届いているかどうかの確認の電話を行ってください。

※郵送の場合は、受付期間の最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付け  
ます。

※受付期間までに、必要書類のすべてについて提出がないものは、受付することが  
できないので、注意してください。

(5) 企画提案書等、書類の受付

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 (様式 1 を鑑とした任意様式)

企画提案書は次に掲げる内容を含むものとし、原則 A 4 縦 (片面)、横書きとし、フォントは 11 ポイント (図・表を除く)、5 ページ程度で作成してください。別途フロー図などの添付は可とします。

書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位に限ります。

a 業務実施方針

(a) 基本的な取組姿勢

b 実施計画

(a) 業務フロー

(b) 実施スケジュール

c 実施体制

(a) 体制 (人員・役割分担・連絡体制など)

(b) 専門性・業務遂行力 (実績・成果など)

(c) 拠点・設備 (業務実施場所・設備など)

(d) 個人情報保護 (個人情報の取扱方法)

d 個別業務の実施方法

(a) 文書催告 (方法・手順・記録・トラブル対処方法など)

(b) 電話催告 (方法・手順・記録・トラブル対処方法など)

(c) 支払方法等の相談業務 (方法・手順・記録など)

(d) 集金及び入金業務 (方法・手順・記録など)

(e) 所在不明者の調査業務 (方法・手順・記録など)

(f) 報告・連絡事務 (方法・手順・記録など)

(g) 分納管理事務 (方法・手順・記録・分納者の納付が滞った場合の対応方法など)

(h) 問合せ対応 (方法・手順・記録など)

e その他

(a) 事業実施に関する創意工夫

(未収金回収率を上げるためのアイデアなど)

(イ) 誓約書 (様式 2)

(ウ) 成功報酬見積書 (様式 3)

イ 提出部数

7 部 (正本 1 部、副本 6 部)

ウ 受付期間

令和 8 年 4 月 21 日 (火) から令和 8 年 4 月 30 日 (木) までの  
午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

エ 提出方法

こども家庭支援課 (2 (3) ウ) 宛に持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合は、簡易書留、特定記録等配達されたことが証明できる方法としてください。また、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。  
※郵送の場合は、受付期間の最終日の午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

※受付期間までに、必要書類のすべてについて提出がないものは、受付することができないので、注意してください。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- (ア) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (イ) 参加要件を満たしていない場合
- (ウ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (エ) 本要項及び仕様書に適合しない場合
- (オ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (カ) 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- (キ) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (ク) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (ケ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

イ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとします。

ウ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、原則認めません。

オ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

キ その他

- (ア) 企画提案参加表明書を提出しなかった場合は、企画提案書等を提出することはできません。
- (イ) 企画提案参加表明書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
- (ウ) 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものと

とします。

(エ)提出された企画提案書等は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となります。

(オ)企画提案書を提出した後に辞退をする場合は、速やかに、参加辞退届（別紙6）をこども家庭支援課（2（3）ウ）まで持参又は郵送により提出してください。

### 第3 選定に係る事項

#### 1 選定方法

選定は、県が別に定める委員により組織された「徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託事業者選定委員会」が書面審査により行います。

なお、契約候補者の選定に当たっては、評価項目及び評価内容（別表）に基づく審査を行います。

#### 2 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。

#### 3 結果の通知及び公表

結果は選定後、速やかに企画提案者に通知するとともに、徳島県ホームページ上で公表します。なお、審査内容については公表しません。また、結果に係る質問や本審査に関する異議は一切受け付けません。

### 第4 契約の締結

1 選定した契約候補者と県とが協議し、業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含みます。

なお、選定した契約候補者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において総合評価が次に高い企画提案者と協議を行います。

2 契約保証金は、免除します。

3 契約書は2通作成し、双方が各1通を保有するものとします。

### 第5 業務の適正な実施に関する事項

#### 1 関係法令の遵守

受託者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年徳島県規則第1号）、その他の関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。

### 3 個人情報保護

受託者が徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務を行うにあたって、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年徳島県条例第 55 号）に基づき、個人情報の取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### 4 守秘義務

受託者は、徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

## 第 6 業務の継続が困難となった場合の措置について

徳島県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができます。

この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、業務期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。